

第107号議案

八王子市保育園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年9月3日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保育園条例の一部を改正する条例

八王子市保育園条例（昭和25年八王子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育の提供) 第4条 (略) 2 (略) 3 前2項の保育の提供を受けようとする乳児又は幼児の保護者は、別に定めるところにより、<b>教育・保育給付認定</b>を受けなければならない。ただし、前項第2号の特別保育については、この限りでない。</p> <p>(利用者負担額) 第7条 一般保育について、保育園を利用しようとする乳児及び<b>満3歳未満の幼児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある幼児をいう。以下同じ。）</b>の保護者は、当該乳児及び<b>満3歳未満の幼児</b>が保育を受けるための費用（以下「利用者負担額」という。）を、市が指定する期日までに支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b><u>(便宜に要する費用)</u></b> <b><u>第7条の2 市長は、利用者負担額のほか、一般保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用（以下次項及び第11条において「便宜に要する費用」</u></b></p>	<p>(保育の提供) 第4条 (略) 2 (略) 3 前2項の保育の提供を受けようとする乳児又は幼児の保護者は、別に定めるところにより、<b>支給認定</b>を受けなければならない。ただし、前項第2号の特別保育については、この限りでない。</p> <p>(利用者負担額) 第7条 一般保育について、保育園を利用しようとする乳児及び<b>幼児</b>の保護者は、当該乳児及び<b>幼児</b>が保育を受けるための費用（以下「利用者負担額」という。）を、市が指定する期日までに支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

という。)の額の支払を、便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の一般保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 一般保育に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（乳児及び満3歳未満の幼児に対する食事の提供その他市規則で定めるものを除く。）に要する費用

(4) 保育園に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育園の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第9条及び第11条において同じ。）が管理する保育園における便宜に要する費用の額については、指定管理者が便宜の提供を受ける乳児及び幼児の保護者からその支払を受けることができる。

3 第1項第3号に規定する食事の提供に要する費用の額（前項の規定により指定管理者が支払を受けるものを除く。）は、市規則で定める額とする。

(延長保育料)

第8条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する保育園の延長保育料については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、指定管理者が指定する期日までに指定管理者に支払わなければならない。

(利用者負担額等の減免等)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(延長保育料)

第8条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者（第12条に規定する指定管理者をいう。以下この項、次条及び第11条において同じ。）が管理する保育園の延長保育料については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、指定管理者が指定する期日までに指定管理者に支払わなければならない。

(利用者負担額等の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるとき（指定管理者が管理する保育園にあつては、指定管理者が、市長が定める基準に該当すると認めるとき）は、利用者負担額又は延長保育料を減額し、又は免除することができる。

2 市長（指定管理者が管理する保育園にあつては、指定管理者。次項において同じ。）は、特別の理由があると認めるとき（指定管理者が管理する保育園にあつては、指定管理者が、市長が定める基準に該当すると認めるとき。次項において同じ。）は、便宜に要する費用を減額し、又はその支払を要しないものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、延長保育料を減額し、又は免除することができる。

別表（第2条関係）

名称	位置
八王子市立子安保育園	八王子市子安町四丁目31番1号
<u>八王子市立子安保育園いずみの森分園</u>	<u>八王子市子安町二丁目18番1号</u>
(略)	(略)

別表（第2条関係）

名称	位置
八王子市立子安保育園	八王子市子安町四丁目31番1号
(略)	(略)

## 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。